

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成23年2月9日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	復水脱塩装置制御盤の廃棄物処理系廃液中和タンクレベル指示計に指示値不良（ドリフト）が認められたため、当該レベル指示計を点検・修理	GⅢ	
2	3号機	タービン建屋換気空調系の電動機駆動原子炉給水ポンプ室用局所空調機（2台）の点検において、フィルタ枠金網に腐食による破損が認められたため、当該金網を修理	GⅢ	
3	4号機	原子炉シュラウド取替工事のために、原子炉建屋5階に設置している仮設換気空調機が漏電しゃ断器の動作により停止したため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
4	4号機	原子炉シュラウド取替工事におけるシュラウドの中間胴切断作業中に、原子炉建屋5階の雰囲気及び同建屋5階用仮設換気空調機出口の放射能濃度の測定値が、想定より高めに推移していることを確認したため、当該切断作業を中断、原因調査後、対応検討	GⅡ	
5	4号機	原子炉建屋3階の原子炉補機冷却系ポンプ（C）脇の床ドレンファンネルを溶断していた際、溶断熱により原子炉建屋2階天井のコンクリート部と床ドレンファンネル排水配管の塗装が焦げ、その際、発生した煙により煙感知器が作動し、火災報知器が鳴動したため、当該作業を中止及び対応検討	GⅠ	
6	4号機	第23保全サイクルの定期安全管理審査申請書の確認において、「燃料プール冷却浄化系設備検査（R1）」実施計画の記載誤り（検査対象外としていた）により、同検査が未実施となっていたことが確認されたため、対応検討	GⅡ	
7	5号機	タービン建屋大物搬出入口ヘトラック搭載型クレーンを移動中、同建屋外壁にクレーンブームが接触し、外壁の塗膜が一部損傷したため、当該部を補修	GⅢ	
8	5号機	主復水器（A～C）の伸縮接手シール水用レベルスイッチ（3台）の点検において、同レベルスイッチの内部部品に損傷及び減肉が認められたため、当該部品を交換	GⅢ	
9	5号機	制御棒駆動水圧制御ユニットの点検において、ベント弁（21台）のスリーブナット部に割れが認められたため、原因調査後、対応検討	GⅢ	
10	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（A）界磁しゃ断器の点検において、補助スイッチ側板に亀裂が認められたため、対応検討	GⅢ	
11	5号機	原子炉再循環系電動機・発電機セット（B）界磁しゃ断器の点検において、投入コイル絶縁板に損傷が認められたため、対応検討	GⅢ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
12	5号機	主高圧タービンノズルダイヤフラム水平面締付ボルトの浸透探傷検査において、タービン側第5段締付ボルト（2本）のネジ部に指示模様が認められたため、当該ボルトを交換	G III	
13	5号機	主低圧タービン（A）内部車室（下半）の浸透探傷検査において、車室内面溶接線に指示模様が認められたため、当該部を修理	G III	
14	5号機	主低圧タービン（C）ノズル（上半）の浸透探傷検査において、静翼溶接線に指示模様が認められたため、当該部を修理	G III	
15	5号機	サブレーションプール水サージタンク廃液移送ポンプにおいて、点検計画表で定めた点検周期の逸脱が認められたため、対応検討	G II	
16	5号機	所内ボイラ押込通風機（A・B）駆動用電動機の点検実績に、点検計画表（実績）と工事報告書（実績）に相違が確認された。また、点検周期の逸脱が認められたため、対応検討	G II	
17	その他	使用済燃料共用プール冷却浄化系ポンプ（C）のメカニカルシール部（電動機側）より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	G III	
18	その他	2号機第24保全サイクル、4号機第23保全サイクル及び5号機第23保全サイクルの定期安全管理審査申請書の確認において、2号機「原子炉冷却材浄化系設備検査（R1）」、4号機「液体廃棄物処理系設備検査（R2）」及び5号機「排気筒検査（建1）」について、同申請書の変更手続き漏れが認められたため、対応検討	G II	